

中小企業信用保険法第2条第5項第6号（破綻金融機関等）
の申請手続きについて

◇ 提出書類

- (1) 認定申請書（様式第6）…2部
- (2) 破綻金融機関からの借入金等の分かるもの（過去1年以内の残高証明書又は決算書の写し）*

◇ 認定基準

- 法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者

◇ 注意事項

- (1) 破綻金融機関と金融取引のあることの証明書類については、破綻金融機関の融資残高証明書（コピー可）または決算書（破綻金融機関からの借入の分かる部分）を提出すること。
- (2) 残高証明書の場合は発行日、決算書の場合は決算期末日が、申請日から1年以内のものであること。
- (3) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

- ◇ 提出先 ひたちなか市役所 経済環境部 商工振興課
TEL 029-273-0111（内線1342）
FAX 029-276-3072

様式第6（中小企業信用保険法第2条第5項第6号関係）

中小企業信用保険法第2条第5項
第6号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

私は(注) _____ が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 (注) _____ に対する借入

年 月 日付の(注) _____ に対する借入れ額 _____ 円

(注) 金融機関の名称を記入する。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。